

# スポーツガバナンスの新展開

## －スポーツ庁の設置と2020年東京五輪開催に注目して－

中 村 祐 司

### I. スポーツ庁の設置と2020年東京五輪

2015年5月13日にスポーツ庁設置法が参院本会議において賛成234名の全会一致で成立した。これにより同年10月1日に文部科学省の外局として発足することとなった。

スポーツ庁への関係各省の移管は見送られ、総合的な施策の立案や調整がスポーツ庁の主要な役割となる。外務省、国交省、厚労省など7府省の職員23人が再配置され、121人、5課2参事官体制（政策課、スポーツ健康推進課、競技力向上課、スポーツ国際課、オリンピック・パラリンピック課、地域振興担当の参事官と民間スポーツ担当の参事官）でのスタートとなる。

スポーツと政治との対等関係、競技スポーツ振興と地域スポーツ振興とのバランス確保、縦割り行政の是正、健康増進を通じた医療費抑制などが課題として指摘されている<sup>1</sup>。その他の課題として、オリンピック・パラリンピック課と内閣官房オリンピック推進室との調整などが挙げられる。

同年5月27日には東京五輪・パラリンピック特別措置法案が成立した。これにより同年6月中には五輪担当相が誕生し、首相を本部長とする推進本部も設置されることとなった。

一方で資材費や人件費の高騰による東京五輪の会場地変更や新国立競技場の設計変更についての批判や、負担をめぐる政府と東京都との不協和音も目立つようになってきた。それ以外にもバスケットボール界の改革の行方などが注目されている。

本研究ではこうしたスポーツ政策を取り巻く環境変容をスポーツガバナンスの新展開と捉え、以下、とくにスポーツ庁の設置プロセスとその制度的・機能的課題、さらにはスポーツ省設置私案を提示することとする<sup>2</sup>。

また、2020年東京五輪政策をめぐる政治と行

政の関係、さらには政府、準政府組織、競技団体、市場、メディア、地域といった諸アクター関係に焦点を当て、「相克」「融合」「乖離」「交錯」といったキーワードを用いて、スポーツ政策をめぐる新しい動態を考察することとしたい<sup>3</sup>。

### II. スポーツ庁の設置プロセスとその特徴

もともとスポーツ庁設置に向けた動きは、スポーツ省への言及としてスタートした。たとえば、『『スポーツ立国』ニッポンを目指して～国家戦略としてのスポーツ～』（自民党政務調査会・スポーツ立国調査会、2008年6月）では、スポーツ立国宣言、「新スポーツ法」の制定、スポーツ予算の拡充と並び、「スポーツ省（庁）」の設置が明記されていた。微妙な表現ではあるが、この時には「庁」はあくまでもカッコ内の記述にとどまっていたのである。

さらに遡れば、2006年に当時の文部科学副大臣遠藤利明がスポーツ担当としてトップスポーツの強化策についての私的諮問機関である「スポーツ振興に関する懇談会」を立ち上げ、その報告である「国家戦略としてのトップスポーツ」（2007年9月）の中に既にスポーツ省の用語が登場している。すなわち、「スポーツ省（庁）」を設置し、スポーツ担当大臣を配置する。国家がスポーツに対して最終的な責任をもつことを明確にし、現在、複数の省庁が行っているスポーツ行政を統合して一元化する」というのがそれである。上記懇談会の報告が出された2カ月後の2007年11月には、超党派のスポーツ議員連盟に「新スポーツ振興法プロジェクトチーム」が発足した。

2009年5月の教育再生懇談会第四次報告では「省」の表記は消え、「新たにスポーツ庁を設置する」と記述された。平仄を合わせるかのように、同月に上記プロジェクトチームは「スポーツ基本

法に関する論点整理」をまとめた。ところが、この中にはスポーツ省（庁）の記載はなく、「一体的・効果的にスポーツに関する施策を推進するために、国の関係行政機関が連携する仕組みを検討する」と述べるにとどまった。後藤雅貴（参議院文教科学委員会調査室）の「スポーツ基本法の制定」（『立法と調査』No.320、2011年9月、参議院事務局企画調整室編集・発行）によれば、まさに「一定の含みを残すにとどまった」（同51頁）ことになる。

同年7月に提出された自公案のスポーツ基本法案は廃案となり、9月には民主党政権が誕生した。2010年8月のスポーツ立国戦略(文科省)では、「政府の行政組織の検討の中で、『スポーツ庁』等の在り方について検討する」と「庁」が復活し、それがスポーツ基本法の附則すなわち、「スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え」（附則第二条）に引き継がれた。

以上のようにスポーツ省（庁）については、これまでの経緯では「庁」の設置を前提にした表現に変わってきているのがわかる。しかし、なぜ「省」が表記されなかったのかについては、当時の関係者による政策の実現可能性の観点からではないかとは推察できるものの、不明である。

### Ⅲ. スポーツ省創設私案

#### 1. スポーツの拡大・拡散現象への対応

その後、2020年東京五輪開催の決定直後の2013年9月に、政府はスポーツ庁の設置に向けた本格的な検討に入り、今日に至っている。同月には文部科学大臣が東京オリンピック・パラリンピック担当大臣に任命された。五輪の準備をめぐっては同年10月に内閣官房に「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室」が設置された。そのHPには「東京大会の円滑な準備に資するため行政各部の所管する事務の調整」を行うとある。

パラリンピック出場選手など競技レベルの障害者スポーツについては、既に東京五輪開催決定以前の段階で、厚生労働省から文科省の所管になることが決定している。スポーツ庁の設置形態や役

割・機能については、文科省の外局となるのか、消費者庁のように内閣府に置くのか、あるいはその他の形態を取るのか、現段階では定かではない。

結論をここで述べるならば、2017年度ないしは2018年度中のスポーツ省の創設をビジョンとして盛り込みつつ、今後のスポーツ庁の設置を進めるべきであると考え。スポーツ省の創設はスポーツ庁の設置後に検討しても間に合わないし、その場合の実現可能性は極めて低いと考える。スポーツ庁の設置をスポーツ省の創設のための過渡期あるいはステップ(たとえば附則的な記載など)と位置づけるのである。

その理由は大きく三つある。一つはスポーツの射程がその定義も含めて、大きくしかも急速に拡大・拡散していることである。「する」スポーツに限ったとしても、スポーツ基本計画におけるライフ・ステージ論を出すまでもなく、少子高齢社会の到来は、予防介護としての健康のための体操や、体を無理なく動かすことの大切さを高齢者に迫っている。IT（情報技術）の発達は子どもたちのスポーツを通じた身体運動の大切さをますます浮き彫りにしている。また、東日本大震災の復旧・復興のプロセスでは、スポーツの力や価値がいかに多様なものであるかの認識が浸透した。

文科省以外の中央省庁レベルのスポーツ行政についても、総務省、外務省、厚生労働省、国土交通省、観光庁、経済産業省、環境省、内閣府など、スポーツ行政関連省庁の担当事業内容の多元化・多様化がますます進んでおり、この趨勢に今後一定の歯止めがかかるとは到底思われない。たとえば、観光庁では今やスポーツツーリズムを「インバウンド拡大及び国内観光振興の『起爆剤』」（観光庁HP「スポーツ観光」）に位置づけている。しかも「観るスポーツ」「するスポーツ」「支えるスポーツ」のいずれをも国内観光資源に絡ませようとしている。

ここで注意したいのは、スポーツ行政をめぐる各省庁の縦割り解消のためにスポーツ省を創設する訳ではないという点である。縦割りの弊害については、他の政策領域と同様、地域の施設利用等をめぐり、いわば縄張り主義の負の側面が指摘されている。

しかし、スポーツ行政関連領域の拡大・拡散現

象、すなわちスポーツグローバリゼーションが、スポーツ行政の一元化行政組織（スポーツ省）によって解消されると考えるのはある種の錯覚ではないだろうか。それとは反対に、スポーツ省がスポーツ行政関連機能を飲み込むことで他省庁の所管機能を奪うだけでなく、創設後は肥大化していくという認識もまたある種の誤認であろう。

むしろ、こうした現象の混成状況の中で、政策、市場、団体などの相互作用により国内外のスポーツ世界の変容がもたらす変転して止まないダイナミズムにおけるネットワークの結節点に位置し、これを緩やかにかつ適切に制御・コントロールできるのは庁レベルの行政機構ではない（省庁間調整における省と庁の調整力の差など）がゆえに、まさにスポーツ省創設が不可欠であると考えられる。その意味で、スポーツ省は縦割りの事業官庁であると同時に、スポーツ政策ネットワークのコアに位置する横割りの調整官庁となる。

## 2. スポーツの歴史的節目を活かせ

スポーツ省を創設すべしとする二つ目の理由は、スポーツをめぐる時代の趨勢と歴史的機会の到来に関わるものである。

そもそもスポーツ庁については東京五輪の開催決定がなければ、おそらく設置への歯車が回ることにはなかったであろう。障害者スポーツ（競技スポーツ部門）の厚労省から文科省への移管、スポーツ行政予算の概算要求額の倍増、全日本柔道連盟に対する内閣府の勧告、五輪招致活動への皇族の関わりといった、スポーツ界の変容をもたらした招致運動に関わる力学は、いずれも東京五輪招致の段階（開催決定以前）で生じた。唯一の例外がスポーツ庁設置構想である。いわば、政官財民の「チームジャパン」に象徴されるどころの、国力を挙げて一体となった強力な招致運動のプロセスの渦中においてすら、スポーツ庁の設置を打ち出すことはできなかったのである。

スポーツ庁は東京五輪開催の準備活動における中心官庁でもある。確かに、開催が決定して初めて議論を浮上させるという理屈はわかるものの、招致ではなく決定の推進力に頼らざるを得なかった点に再度注目したい。すなわち、スポーツ庁は2020年東京五輪開催という歴史的に大きな節目があったからこそその産物なのである。

仮に、2016年4月から業務開始となった場合、大会開催まで4年4カ月でスポーツ庁が最優先しなければならない役割は東京大会の成功であり、そこに庁の機能が集約されることは間違いない。大会終了後は、生涯スポーツと競技スポーツの推進を柱に、スポーツ庁本来の役割に戻ることに become と思われる。

しかし、スポーツ庁設置から2020年大会までに予想される五輪開催ムーブメントというべき社会や経済のダイナミズムを想起してほしい。開催が近づくにつれて、外国人観光客の増加、各国選手のキャンプ地での調整、模擬大会やプレ大会の開催、関連イベントや事業などの催事、その他もろもろの東京五輪関連事業に彩られることになろう。ハードとソフトの両面で、上昇気流のごとくスポーツダイナミズムの盛り上がりが見られることになろう。

広範囲の諸セクター領域におけるスポーツを媒介とした推進力は、おそらく私たちの歴史において稀なものとなるであろう。三度目の東京五輪の可能性、あるいは国内他都市で開催する五輪の可能性は、少なくとも2020年以降の50年間はないであろう。そうだとすれば、この歴史的な大きな節目・うねりであるスポーツダイナミズムを、さらなる上位のスポーツ行政機構創設に適用すべきではないか。

## 3. 復興五輪と震災復興

三つ目の理由は復興五輪との関連である。最終的に復興五輪は東京招致の切り札とされた。スポーツの力を通じて、復興した国の姿を世界中の人々に知らしめたいという招致メッセージは、開催の一つの決め手となったことは間違いない。しかし、何を持って「復興」とするのか明確な指標が存在するわけでない。明らかなのは、2020年の段階では、復興（おそらく復旧も）を完全にやり遂げた姿を世界に提示することはできないということである。原発事故対応など復興の途上で東京五輪は開催され、終了後も私たちは長い道のりを歩んでいかなければならない。

復興を五輪と結びつけて掲げたことが開催実現の一つの決め手となったのであれば、大会終了後、スポーツを通じた復興の責務を担う行政は、復興庁の機能停滞を顧みても、庁よりも省の方がふさ

わしいと考えられる。

#### IV. スポーツ省（案）への移管事業

表1 スポーツ省における移管事業のイメージ

現状の中央省庁等の所管事業	⇒スポーツ省の所管局
内閣官房：2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室事業▲	⇒2020年東京オリンピック担当局（終了後はオリンピック遺産継承局）
内閣府：体力・スポーツに関する世論調査事業●	⇒スポーツ情報局
復興庁：学びを通じた地域コミュニティ再生支援事業▲	⇒スポーツ復興局
総務省：スポーツ拠点づくり推進事業●	⇒生涯スポーツ局
法務省：スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動事業●	⇒スポーツ企画局
外務省：スポーツ国際交流事業●	⇒スポーツ国際局
厚生労働省：障害者スポーツ活動振興事業●	⇒生涯スポーツ局
農林水産省：森林公園事業▲	⇒スポーツ環境局
経済産業省：スポーツ産業事業▲	⇒スポーツ企画局
国土交通省：スポーツツーリズム▲、観光庁スポーツ観光推進室事業●	⇒スポーツ環境局
環境省：グローバル・スポーツ・アライアンス事業●	⇒スポーツ環境局
以下の文科省独立行政法人日本スポーツ振興センター事業	
国立競技場等の管理運営事業●	⇒別法人新設 A
国立スポーツ科学センター管理運営事業●	⇒別法人新設 B
味の素ナショナルトレーニングセンター管理運営事業●	⇒別法人新設 C
日本のスポーツ情報戦略機能の強化に関する業務事業●	⇒スポーツ情報局
スポーツ博物館・図書館管理運営事業●	⇒上記別法人 A
ドーピング防止活動推進事業●	⇒日本アンチ・ドーピング機構

注：●は全部移管、▲は一部移管。なお、競技スポーツ局についてはスポーツ省（案）の一部局だが、表には掲載せず。

これまで、スポーツ省を創設する三つの理由として、スポーツ世界の拡大・拡散現象（スポーツグローバルイゼーション）への対応、五輪開催という歴史的節目におけるダイナミズムの活用、そして復興五輪からスポーツを通じた復興への継承を挙げた。以下、表1のように、現状で各省庁に分散しているスポーツ行政関連省庁の所管事業を移

管する形でスポーツ省を創設した場合のイメージを提示する。今、スポーツ省創設に向けてあらゆるスポーツ関係者の英知の結集が求められている。なお、文化庁の所管と合わせた省の創設（たとえば、文化スポーツ省）についての検討はここでは触れず、別稿に譲ることとする。

#### V. 2020年東京五輪政策をめぐる政治・行政の相克・融合と諸アクターの乖離・交錯

2020年東京五輪の政策（以下東京五輪政策）をめぐる政治と行政の関係の特徴、さらには市場（企業など）や地域（市町村・都道府県など）をアクター群とみなした場合の組織間関係の特徴は、「相克」「融合」「乖離」「交錯」といった四つのキーワードに集約されるように思われる。

政治が東京五輪政策に求めるのは、代表選手の活躍による国家威信の向上、国民の一体感の醸成、国民意識の国家への求心力ひいては政権与党への支持の強化、東京五輪開催が提供するハード面（競技場・交通アクセス等の関連施設の建設など）とソフト面（集客イベントや外国人観光客の増加、IT市場の拡大といった経済効果など）の様々な恩恵や果実である。

一方、東京五輪の政策形成の中心である文部科学省を筆頭とする関係省庁（狭義の行政）は、五輪の開催決定を契機に、これまで実現できなかった事業の予算獲得、担当組織の新設や改編、人員の配置を志向するようになる。文科省によるスポーツ行政予算の大幅な増額が認められ、観光庁のスポーツツーリズムの価値が受け入れられ、外務省によるスポーツ国際交流事業が注目される背景には東京五輪の開催決定という原動力がある。

政治と行政は東京五輪政策に何を求めるのか、東京五輪政策を通じて何を実現しようとしているのか。両者の関係は、政治による意思決定を行政が粛々と実行する単純な構図では捉えられない。たとえばメダル獲得が有望な競技の重点強化は、それ以外の競技強化との不均衡を生み出している。また、メダル獲得による恩恵は生涯スポーツ領域にも滴っていくとする好循環論は、生涯スポーツ軽視の批判に対する政治の側からのある種の防御ではないか。

スポーツ振興を広い文脈で捉える文科省は、競

技強化の不均衡や五輪競技スポーツ重視に組み込まれつつも、たとえばスポーツ庁の設置にともなう学校体育の新たな位置づけなど、政治に組み込まない行政独自の政策意図を実現しようとしているのではないか。その意味では政治と行政との「相克」が生じているのではないか。

東京五輪政策を政治・行政関係から捉えるためには、政策の企画、立案、決定、実施、評価、見直しのいずれにおいても、影響力の行使者、貢献者、担い手として各々の局面に関与する度合いが異なる諸アクターに注目する必要がある。

内閣府や内閣官房は他の省庁以上に首相の意図を反映しようとする政府組織かもしれない。準政府組織の日本スポーツ振興センター（JSC）は、もはや行政のコントロールが効かないと思わせるほどの潤沢な資金と専門知識、さらには人的ネットワークを保有している。一方で、資金の不正使用や不祥事が顕在化した複数の競技団体は組織統治（ガバナンス）の欠如を厳しく批判され、そのことが統括組織（JOCや日本体育協会）の相対的な地位の低下につながっている。東京五輪関連市場はスポンサー企業のみならず、波及市場領域の関連企業にとって絶好の好機を提供している。東京五輪の盛り上げ役でもある各種メディアには、一方で批判的検証にどこまで踏み込めるかが問われている。そして、地域はキャンプ地誘致や分散開催などによって東京への五輪関連の集中投資とどう折り合いを付けていくのか、とくに復興五輪の理念と実際の平仄をどう合わせていくのかが問われる。

以下、政治と行政の相克と融合、そして関係諸アクターが織りなす目的達成に向けた行動をめぐる「乖離」と「交錯」について、断片的な羅列とはなるものの事例を挙げていきたい。（VおよびVIで抽出した事例は新聞報道に依った）。

## V. 政治・行政の相克と融合

スポーツ庁（文科省スポーツ・青少年局を母体に、各省庁の関連部門を集めた100人強規模の外局）が創設されると、従来はJOCが担っていた選手強化費の配分をスポーツ庁が主導するようになり、JOCの影響力は弱くなるといわれている。国主導のスポーツ振興と指摘されるが、正確には

政治主導と言い換えた方がいいように思われる。

サッカーくじを運営するJSCを母体とする新独立法人が一元管理し、JOCには従来の事業について審査や配分を行うなど一定の裁量権が残った。しかし今後、省庁と新独法との実質的権能の逆転が生じる可能性がある。東京五輪の関連領域においては、超党派のスポーツ議員連盟（政治）→五輪担当相（政治）→新独法→スポーツ庁→文科省（行政）という形で、上位権限を有する政治が下位権限に押しやられる行政を主導（相克）していくのではないか。

選手強化費の配分が日本オリンピック委員会（JOC）から日本スポーツ振興センターに一元化されたことで、これからはメダル有望競技の国庫補助など政府主導の選手強化が、行政や競技団体の意向を抑制する形（相克）で進んでいくと思われる。競技団体は新独法の打ち出す方針に振り回される（相克）のではないか。

五輪相の所管は内閣官房（東京五輪推進室）、文科省（競技力の向上）、警察庁（テロ対策）、国交省（競技施設の整備）、財務省（予算の配分）と予測される（2014年9月現在）が、五輪担当の閣僚ポストを文科相から切り離れた点と、複数の省庁にまたがる重要政策を推進しやすくする狙いがある点で、政治（官邸）主導による行政の相対的後退（相克）といえる。文科省からは警戒や不安が生じるのではないか。文科省から見れば、五輪相の権限が強まれば事業を進めやすくなる半面、閣僚が増えることは指揮命令系統を複雑にするという危惧（相克）を持つと思われる。

治安、テロ対策、交通網整備など東京五輪開催に関する課題の総合調整役である五輪相は、政治と行政が融合する結節点である。たとえばスポーツ庁長官に元アスリートなどの民間人が起用されるにしても、その人事をめぐっては競技団体を巻き込む形で、政治と行政との間で、両者の意向の相違（相克）、次に両者間での妥協や調整を経た上での合意（融合）に至るものと思われる。

建設に約2,500億円の支出が見込まれる新国立競技場の財源確保をめぐって、政府・自民党は、プロ野球くじの導入を検討しているが、農林水産省（競馬を管轄）や国土交通省（競艇を管轄）の反発に直面しつつも、政治と行政（文科省）が相

互に補完し合い（融合）、成立に向けた動きが進む可能性がある。

広域自治体の動きとして、全国知事会が東京五輪の推進本部を設置し、大会関連の情報を収集し、政府や大会組織委員会に対する自治体側の要望を取りまとめることとしたのは、広域自治体間同士での政治と行政の一体的取り組み（融合）の事例である。また、基礎自治体においては、たとえば栃木県知事と宇都宮市長が地元の与党国会議員を介して、文部科学大臣に対して新国立競技場の建材に大谷石を採用するよう合同要望した。発注者はJSCであり、ここに政府と準政府組織の共同歩調（融合）の可能性の事例を見て取れる。

## VI. 諸アクター間の乖離と交錯

スポーツ庁の創設は、従来の中央スポーツ行政の縦割り（乖離）を一元化（交錯）させる転機となり得る。また、文科省の選手強化費の増額がJOCと財政規模の小さな国内競技団体（NF）との関係変容をもたらす可能性がある。「国の100%負担」は、NFの適切経理等のコンプライアンス（法令順守）とJOCのガバナンス（組織統治）をより一層要請するが、現状ではとくに組織の透明性をめぐる課題（乖離）が目立つ。

組織委員会は大学と連携協定を結び、教材づくり、教え方のモデル、指導マニュアルといったオリンピック教育の中身をめぐる詰めと実践を積み重ねつつあるが、教育実践の広がり・浸透はこれから（乖離）である。

また、政府が東京五輪招致で公約した世界的なスポーツ支援策である「スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）」を受け、国際協力機構（JICA）はスポーツボランティア事業促進に関する覚書を複数の大学と締結した。公約である「2020年までに100カ国以上、1,000万人にスポーツの楽しさを伝える」を実現するために海外派遣のスポーツ指導者数が倍増されれば、その担い手である競技団体や大学の関わり（交錯）も増すことになる。

外務省の「スポーツ外交強化に関する有識者懇談会」の中間報告（2014年8月）では、引退後の発展途上でスポーツ指導に取り組む日本人選手を援助する枠組みづくりが提案された。武力紛争が続く国や地域のスポーツ選手を日本に招き、

スポーツを触媒とした交流の場を提供する事業を始めれば、相互理解の促進が見込まれるとされた。スポーツが触媒となり省庁間の相互連携につながる契機となる（乖離から交錯へ）事例である。

東京五輪合宿誘致をめぐる自治体間の競合（乖離）の一方で、組織委員会が提供する条件の枠内で自治体は共通の舞台（交錯）に立っていることになる。さらに、誘致戦略を進めるために、広域自治体内では基礎自治体や競技団体、当該地域、市場、メディアとの連携（交錯）が現れ始めている。さらに、スポーツを支えるボランティアの力は準政府組織や市場の関係諸アクターの活動の下支え（交錯）となる。

国や自治体の動きを待つのではなく、民間が独自に考え、行動を起こす事例もある。障害者や高齢者のスポーツ活動などへの支援を通して共生社会の実現を目指すNPO「アダプテッドスポーツ・サポートセンター（ASSC）」は、8月25日から31日までの1週間を「パラスポーツ週間」と位置付け、競技の体験教室や写真展などを実施しようとしている。メダル獲得に向けた支援だけではなく、障害者が日常生活でスポーツを楽しめる環境を整備していくためには、文科省との協力関係（現状では乖離）が今後の鍵となる。

建設費や人件費の高騰による東京五輪会場の一部見直しをめぐり、国際競技連盟（IF）・NFと組織委員会・東京都（調整会議）との間で、場所変更先の地方自治体や当該地域の競技団体も絡み、考え方の相違（乖離）が目立った。

東京五輪の理念をめぐり、ロンドン五輪では「節約」という成熟国家としての明確なメッセージがあり、北京五輪では国威発揚型・経済成長謳歌型の演出があった。しかし、東京五輪に向けた組織委員会のメンバーは元官僚、財界や関連団体要人の兼任者、スポーツ選手がほとんどで、優秀なプランナーや積極的に夢を語る人、戦略家は見あたらず、コンセプト作りも大手広告会社頼みという批判（理念創出と組織委との乖離）がある。

日本体育協会は、日本スポーツ法学会に、暴力やセクハラ、不正経理などの相談窓口の設置と相談の調査を依頼し、14年8月に受け皿となる法人が設立（競技団体と学会との交錯）された。また、Jリーグ引退後、弁護士となり、広域自治体のサッ

カー協会の規律・フェアプレー委員長として、暴力行為などの処分案を作ったり、Jリーグチームに出向き、セカンドキャリアの講演を行ったりする元Jリーガー（個人活動レベルにおけるスポーツ界、法曹界、行政の交錯）が存在する。

東日本大震災からの復興五輪をめぐり、岩手、宮城、福島は、地元を聖火リレーのコースとするよう組織委員会に要望（広域自治体と組織委との交錯）しているが、仮設住宅による学校グラウンドの使用制限など、政府と地域とは復興の進捗をめぐる認識には大きな差（乖離）がある。

サイバーテロ対策には、放送網やホームページなど政府と市場との官民一体（交錯）の防衛策が不可欠である。

## VII. 相克・乖離から融合・交錯へ

たとえ傍証であれ、以上のような政治と行政の相克・融合の事例、そして関係諸アクター間の乖離・交錯の事例から何が読み取れるのか。

東京五輪の政策課題に関わる諸アクターの関係に注目すれば、この四つのキーワードはミクロ（個人）・メゾ（組織）・マクロ（国家・国際）において、各層の水平的関係（個人間、組織間、国家間の関係）と垂直的関係（個人と組織、個人と国家、組織と国家の関係）の特徴を把握するための概念用語である。

本報告で挙げた個々の事例の掘り下げた把握はなされていないし、他の多くの事例の検討なしには、論拠を伴う結論には当然至らないであろう。それを承知しつつも敢えて以下のように推論を提示したい。

東京五輪政策をめぐる政治と行政の関係、そして諸アクター関係には、五輪事業特有のダイナミズムが原動力となって、相克・乖離から融合・交錯へと向かう蓋然性が存在する。五輪事業は世界規模のスポーツ祭典であり、国際社会における国家と開催都市の面子が掛かっている。招致活動で提示される公約、立候補ファイル、プレゼンテーションなどの内容は、いずれも国内向けではなく国外向けの、IOCのみならず世界中の関係者への実行責任の約束宣言でもある。

一方で、政治も行政も五輪が開催されなければ

得られないような様々な果実を手にすることができ。もちろん五輪事業特有のダイナミズムの程度は時代によって異なる。1964年東京五輪のような巨大なインフラ整備が2020年東京五輪で再現されるわけではない。しかし、2020年東京五輪事業そのものが、たとえばスポーツ庁の創設や五輪相の設置、選手強化費や施設整備を中心とするスポーツ行政予算の大幅な増加、ITC（情報通信技術）や環境負荷軽減技術の飛躍的向上、セキュリティ対策をめぐる新次元の対応、新しいスポーツボランティアの創出などをもたらす。

毎年度の国家予算の成立にタイムリミットがあるのと同様に、東京五輪の開催日程が確定していることもダイナミズムを加速化させる要因である。東京五輪は「する・見る・支える」スポーツに関わる子どもから高齢者世代に由来とは異なる影響を及ぼすであろう。

東京五輪をめぐる政治と行政の関係は、両セクター以外の他のセクターの動態如何に掛かっている。政治と行政だけで東京五輪のあり方や方向性を決めることはできないし、事業の立案・実施・評価のプロセスでは、他のセクターが主導し担い手とならなければ事業そのものが遂行できない場合がほとんどである。

政府、準政府組織、競技団体、市場、メディア、地域を地方創生相の発言をもじって「政官民学金言社」と言い換えてもよい。政は政治（政府）、官は行政（含む準政府組織）、民は民間企業（市場）と民間団体（含む競技団体）・住民、学は大学、金は金融機関、言はメディア、社は地域社会を指す。これら七つのセクターが山積する政策課題をめぐる相克・乖離を乗り越えて、融合・交錯へと至るプロセスを実現できるかどうか。東京五輪成否の試金石はこの点にあるように思われる。

七つのセクターの真ん中の結節的に位置する学の社会科学領域に身を置く者にとって、政治、行政、地域社会、メディアと適度の距離を取りつつ、あるいは金融機関や民間企業の論理に組みすることなく、一方で住民に対する苦言を呈する機会があることも覚悟しながら、各セクターに対して東京五輪の政策課題をめぐる相克・乖離を具体的に指摘し、これらを融合・交錯へと変容させるべく言論や提言を積み重ねていく。それが東京五輪を

めぐる「アカデミック遺産」構築に向けた学の役割であり矜持ではないだろうか。

<sup>1</sup> 以下の新聞報道による。2015年5月14日産経新聞朝刊(以下、いずれも朝刊)「東京五輪後押し」、同「スポーツ庁10月発足」、同朝日新聞「スポーツ施策『司令塔』10月発足」、同下野新聞「スポーツ庁10月発足へ」、同「国の関与に困惑や警戒感」、同毎日新聞「スポーツ庁10月発足」、同「五輪対策が先行」、同読売新聞47団体メダル目標提出、同縦割り排しメダル量産」、同年5月16日付産経新聞「東京五輪目指し実績示せ」、同年5月17日付朝日新聞「スポーツ庁 その使命とは」、同「五輪庁で終わらせるな」、同毎日新聞「五輪後見据えた施策を」、同年5月19日付下野新聞「地域と学校にも目配りを」、同読売新聞「五輪成功へ選手強化の先頭に」、同年5月23日付毎日新聞金哲彦「市民スポーツの広がり期待」、同朝日新聞「スポーツ庁ができるの?」、同年5月29日付毎日新聞「裾野支える組織に」。

<sup>2</sup> 2013年12月21日における第21回日本スポーツ法学会大会「自由研究発表」における提出原稿にもとづく。

<sup>3</sup> 2015年3月22日における第24回日本スポーツ社会学会大会シンポジウム「スポーツと政治：『スポーツ立国戦略』と東京2020オリンピック・パラリンピック」における提出原稿にもとづく。

# **New Development in Sports Governance**

## **The Sports Agency and the 2020 Tokyo Olympic Games**

NAKAMURA Yuji

### **Abstract**

This paper presents the case of new development in sports governance in Japan. The Sports Agency at central government level is going to be established on 1st October 2015. The Sports Agency is consists of Policy, Sports Health Promotion, Athletic Ability Improvement, Sports International Affairs and Olympics and Paralympics Division. Two Counselors are going to engage with regional sports promotion and nongovernment sports promotion separately.

Establishment of Sports Ministry in the near future are proposed as author's private plan. There are three reasons why we should establish Sports Ministry : 1) the measure devised to deal with expanding and spreading sports phenomenon in the world, 2) important historical sports turning point, 3) Sports Restoration toward the 2020 Tokyo Olympic Games.

This paper also presents the characteristics of inter-relationships among actors which is related with policies of the 2020 Tokyo Olympic Games. The balance of politics and administration is essential to manage the 2020 Tokyo Olympic Games successfully including preparation stages. It is also very important for actors to cooperate each other such as central and local governments, private business companies, athletic bodies, media, non-profit organizations, schools and residential.

(2015年6月1日受理)